相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市垂水町三丁目九番、最後の住所大阪府吹田市垂水町三丁目九番一〇四号

被相続人　亡　村田　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十二日

大阪市北区西天満四丁目一番一〇号ＬＥＥＰＬＡＺＡ三〇二号室

相続財産管理人　末井　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県大洲市戎川甲一六〇二番地、最後の住所兵庫県川辺郡猪名川町伏見台一丁目一番地二四　Ａ―七一〇

被相続人　亡　久保田一子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十二日

兵庫県川西市清和台西一丁目三番地の九一

事務所兵庫県川西市小戸二丁目六番一一号

相続財産管理人　河島　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市菅野二丁目二〇〇番地、最後の住所長崎県佐世保市瀬戸越二丁目一六番二三号泉福寺住宅五号館四〇一

被相続人　亡　氏家三枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十二日

長崎県佐世保市栄町七番五号エクランビル四階Ｂ号室竹口・堀法律事務所

相続財産管理人　竹口　将太

無縁墳墓等改葬公告

上馬伏共同墓地整理改葬事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年七月二十二日

一、墳墓等所在地　大阪府門真市四宮二番一二号

一、墳墓等の名称　上馬伏共同墓地

一、死亡者の本籍、氏名及び墓地番号　本籍全て不詳　不詳　八、中村密乗先生墓　九、靏澤此藏　一四、不詳　二二、不詳　二三、不詳　二四、不詳　二五、五十野兵　三六、川西　四三、西村政右衛門　五七、樋口勘兵衛　五八、釋了雲法師　六〇、不詳　六九、不詳　七七、柴田清一之墓　七八

一、改葬を行おうとする者　大阪府門真市城垣町二四番一〇号　墓地役員　山端　俊治

旅行業協会弁済業務保証金分担金返還に関する公告

弁済業務規約第二十二条の二（弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取り扱い）の規定により次のとおり公告します。

一、当協会の保証社員であった者の名称　アレース株式会社

二、住所　東京都大田区中央七丁目三番一号（主たる営業所の名称・所在地　本社営業所　大阪市西区南堀江一丁目一四番一八号）

三、代表者　蒲谷　智彦

右記会社は本公告掲載の翌日から五年以内に弁済業務保証金分担金の返還手続き（弁済業務規約第十八条及び第二十二条）をとり、同分担金の返還を受けて下さい。返還を受けないときは、当該弁済業務保証金分担金を本会の収入とし、これを弁済業務保証金準備金に繰り入れます。

平成二十六年七月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

旅行業協会弁済業務保証金分担金返還に関する公告

弁済業務規約第二十二条の二（弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取り扱い）の規定により次のとおり公告します。

一、当協会の保証社員であった者の名称　株式会社レマントラベルサービス

二、住所　大阪市住吉区我孫子東二丁目五番二四号（主たる営業所の名称・所在地　本社営業所　大阪市西成区花園南一丁目四番四号）

三、代表者　小安　昇

右記会社は本公告掲載の翌日から五年以内に弁済業務保証金分担金の返還手続き（弁済業務規約第十八条及び第二十二条）をとり、同分担金の返還を受けて下さい。返還を受けないときは、当該弁済業務保証金分担金を本会の収入とし、これを弁済業務保証金準備金に繰り入れます。

平成二十六年七月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

旅行業協会弁済業務保証金分担金返還に関する公告

弁済業務規約第二十二条の二（弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取り扱い）の規定により次のとおり公告します。

一、当協会の保証社員であった者の名称　株式会社アレース

二、住所　大阪市中央区七丁目三番一号（主たる営業所の名称・所在地　本社営業所　大阪市中央区南堀江一丁目一四番一八号）

三、代表者　橋本　義昭

右記会社は本公告掲載の翌日から五年以内に弁済業務保証金分担金の返還手続き（弁済業務規約第十八条及び第二十二条）をとり、同分担金の返還を受けて下さい。返還を受けないときは、当該弁済業務保証金分担金を本会の収入とし、これを弁済業務保証金準備金に繰り入れます。

手続場所　東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

平成二十六年七月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

旅行業協会弁済業務保証金分担金返還に関する公告

弁済業務規約第二十二条の二（弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取り扱い）の規定により次のとおり公告します。

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（登録の抹消があった場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年７月 22 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①モンドツアー　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2643号　④株式会社モンカミーノ　大阪府大阪市中央区博労町３―４―15　代表取締役　山本秀一　⑤本社　大阪府大阪市中央区博労町３―４―15心斎橋谷本ビル502　⑥平成24年10月１日　⑨平成26年６月５日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府大阪市中央区博労町三丁目４番15号　株式会社モンカミーノ　代表取締役　山本秀一